

認証保育所保育料の補助について

～ 令和5年度世田谷区認証保育所保育料負担軽減補助金のご案内 ～

目次



■補助金対象者	・・・P1
■補助金額	・・・P2～P4
■申請について	・・・P5
■申請～振込までの日程、申請書類について	・・・P6
■必要税書類チャート図	・・・P7
■よくある質問	・・・P8
■提出書類の記入例・注意	・・・P9～10
■【参考】特別区民税・都民税税額決定通知書例	・・・P11

《提出・問い合わせ先》

世田谷区子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

【所在地】

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

(世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅各徒歩5分)

世田谷区役所第2庁舎2階 子ども・若者部 保育認定・調整課
認可外保育施設担当(22番窓口)

TEL: 03-5432-2313

【受付時間】

月～金曜日(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

午前8時30分から午後5時15分まで

【受付方法】

受付時間中に保育認定・調整課の窓口までお持ちいただくほか、郵送(簡易書留・特定記録推奨)での受付もいたします。郵送は、最終提出期限当日(令和6年4月12日)の消印まで有効として扱います。

認証保育所保育料負担軽減補助金を受けられる方

東京都認証保育所を利用した世帯（世田谷区在住）が支払った保育料の一部を補助します。

本補助制度の対象者は、

3～5歳児クラスのお子さん（保育の必要性の認定を受けていない）、0～2歳児クラスのお子さん（住民税課税世帯）で、以下の①～⑤すべてに該当する方です。



区ホームページ

ページ番号：181718

※幼児教育・保育の無償化の対象者は、本補助制度の対象外です。
幼児教育・保育の無償化に関する手続きや支給金額等については掲載していませんのでご注意ください（対象者には別途ご案内いたします）。
※右の二次元コードから、無償化の制度内容を確認できます。

- ① 東京都が認証する認証保育所と月48時間以上の月極利用契約
※夜間のみのもので、一時保育等は、本補助金の対象外です。
- ② 当該月の初日に区内に在住であること（世田谷区内で生活している方）。
- ③ 月極契約保育料を納入していること。
- ④ 補助金の交付を受けようとする期間内において、保育室・保育ママの負担軽減補助金または無認可保育施設の負担軽減補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 補助金の交付を受けようとする期間内において、幼稚園に在園していないこと。

本補助制度の対象者は、次ページ以降をご確認の上、お手続きください。

【ご注意ください】

最終締切の提出期限日(令和6年4月12日消印有効)までに書類の提出がなかった場合、郵便事情その他の理由にかかわらず、審査の対象外となり、補助金はお支払いできません。

- 提出をお忘れにならないようご注意ください。
- 郵送での申込の場合、特定記録郵便または簡易書留での送付を推奨します。
普通郵便での郵便事故、切手代不足による不着等、区で書類の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。
- ポスト投函により消印日が間に合わなかった場合も、補助金はお支払いできません。

補助金額

東京都の認可保育所等の第2子無償化及び認可外保育施設等利用支援事業における多子世帯負担軽減の拡充を受け、令和5年10月より、第2子以降の補助金算定方法が変わります。

(1) 第1子のお子さん

保護者と生計を同一にしているお子さんの最年長者から数えた順番になります。

負担軽減補助金			
保育料等算定区市町村民税所得割課税額 (※1)	階層	補助金額(月額)	
		保育の必要性の 認定あり(※2)	保育の必要性の 認定なし
生活保護世帯又は保育料等算定区市町村民税所得割課税額が0円以上202,000円未満の世帯	A1	40,000円	25,000円 ※3~5歳児クラスの場合は20,000円
202,000円以上250,000円未満の世帯	A2	35,000円	15,000円
250,000円以上295,000円未満の世帯	B1	25,000円	10,000円
295,000円以上340,000円未満の世帯	C	20,000円	0円
340,000円以上445,000円未満の世帯	D	10,000円	0円
445,000円以上570,000円未満の世帯	E	5,000円	0円
570,000円以上の世帯	F	0円	0円

補助金額は世帯(お子さんと生計を同一にしている家族全員)の保育料等算定区市町村民税所得割課税額により決定します(4月~8月分の補助金は前年度分の税額、9月~翌年3月分の補助金は現年度分の税額)

(※1) 区市町村民税所得割課税額とは・・・

①給与所得の方の場合(参考)⇒P11の参考1をご覧ください。

②確定申告の方の場合(参考)⇒P11の参考2をご覧ください。

※住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税控除・寄付金控除等を適用しない税額となります。

※単身赴任等で別住所に居住している方も、原則生計同一人とみなします。

(※2) 保育の必要性の認定とは・・・

保護者全員が就労・疾病等保育を必要とする事由に該当しているかを判定するもので「教育・保育給付認定」または「施設等利用給付認定」の事です。保育を必要とする事由があり、認定を受けていないご家庭は、「教育・保育給付認定」または「施設等利用給付認定」の手続きをしてください。

認定の手続きに関する問い合わせ 保育認定・調整課入園担当(03-5432-1200)

※補助制度(対象や金額等)に関しては、第1面の連絡先へ詳細は以下の二次元コード(区ホームページ(ページ番号:180271))をご確認ください。



(2) 第2子以降のお子さん

0～2歳児クラスの課税世帯及び保育の必要性の認定がない3～5歳児クラスの第2子以降のお子さんについては、負担軽減補助金に加え、多子世帯支援の補助金が上乗せされます。※1

※1 保護者と生計を同一にしているお子さんの最年長者から数えた順番になります。

① 保育の必要性の認定が有りの世帯

(i) 0～2歳児クラスの課税世帯の第2子以降

【令和5年4月～令和5年9月】

【令和5年10月～】

保育料等算定区民税所得割課税額		負担軽減補助	多子世帯支援	計※		負担軽減補助	多子世帯支援	計※
0～2歳児 クラス	0円（均等割のみ課税世帯）以上 202,000円未満の世帯	第2子	14,000円	54,000円	→	40,000円	27,000円	67,000円
	202,000円以上250,000円未満の世帯			49,000円				
	250,000円以上295,000円未満の世帯			39,000円				
	295,000円以上340,000円未満の世帯			34,000円				
	340,000円以上445,000円未満の世帯			24,000円				
	445,000円以上570,000円未満の世帯			19,000円				
	570,000円以上の世帯			14,000円				
	0円（均等割のみ課税世帯）以上 202,000円未満の世帯	第3子以降	27,000円	67,000円				
	202,000円以上250,000円未満の世帯			62,000円				
	250,000円以上295,000円未満の世帯			52,000円				
	295,000円以上340,000円未満の世帯			47,000円				
	340,000円以上445,000円未満の世帯			37,000円				
	445,000円以上570,000円未満の世帯			32,000円				
	570,000円以上の世帯			27,000円				

※補助金額の合計金額が保育料の月額（※）より高い場合は、保育料の月額が補助金額になります。実際に支払った認証保育所の保育料が対象です。
延長保育料（時間外受託料金）等は含みません。

所得階層による算定を撤廃し、一律上限額の40,000円とします。

第3子以降と同額へ拡充します。

(ii) 3～5歳児クラス

幼児教育・保育の無償化の対象者になりますので、本補助制度の対象外です。

幼児教育・保育の無償化に関する手続きや支給金額等については掲載していませんので、下記の二次元コードから、無償化の制度内容をご確認してください。（幼児教育・保育の無償化の対象者には別途ご案内を送付しております。）



区ホームページ

ページ番号：181718

② 保育の必要性の認定がなしの世帯

(i) 0～2歳児クラスの課税世帯の第2子以降

【令和5年4月～令和5年9月】

【令和5年10月～】

保育料等算定区民税所得割課税額		負担軽減補助	多子世帯支援	計※		負担軽減補助	多子世帯支援	計※
0～2歳児クラス	0円（均等割のみ課税世帯）以上 202,000円未満の世帯	第2子	25,000円	14,000円	39,000円	25,000円	27,000円	52,000円
	202,000円以上250,000円未満の世帯		15,000円		29,000円			
	250,000円以上295,000円未満の世帯		10,000円		24,000円			
	295,000円以上340,000円未満の世帯		0円		14,000円			
	340,000円以上445,000円未満の世帯		0円		14,000円			
	445,000円以上570,000円未満の世帯		0円		14,000円			
	570,000円以上の世帯		0円		14,000円			
	0円（均等割のみ課税世帯）以上 202,000円未満の世帯	第3子以降	25,000円	27,000円	52,000円			
	202,000円以上250,000円未満の世帯		15,000円		42,000円			
	250,000円以上295,000円未満の世帯		10,000円		37,000円			
	295,000円以上340,000円未満の世帯		0円		27,000円			
	340,000円以上445,000円未満の世帯		0円		27,000円			
	445,000円以上570,000円未満の世帯		0円		27,000円			
	570,000円以上の世帯		0円		27,000円			

※補助金額の合計金額が保育料の月額（※）より高い場合は、保育料の月額が補助金額になります。実際に支払った認証保育所の保育料が対象です。
延長保育料（時間外受託料金）等は含みません。

所得階層による算定を撤廃し、一律上限額の25,000円とします。

第3子以降と同額へ拡充します。

(ii) 3～5歳児クラスの第2子以降

保育料等算定区市町村民税所得割課税額		補助金額（月額）※		
		現行制度 （令和5年4月～9月）	改正後 （令和5年10月～）	
3～5歳児クラス	第2子以降	0円（均等割のみ課税世帯）以上 202,000円未満の世帯	20,000円	20,000円
		202,000円以上250,000円未満の世帯		
		250,000円以上295,000円未満の世帯		
		295,000円以上340,000円未満の世帯	10,000円	
		340,000円以上445,000円未満の世帯		
		445,000円以上570,000円未満の世帯		
		570,000円以上の世帯		

※補助金額の合計金額が保育料の月額（※）より高い場合は、保育料の月額が補助金額になります。実際に支払った認証保育所の保育料が対象です。
延長保育料（時間外受託料金）等は含みません。

所得階層に応じた補助金額から、一律上限額の20,000円とします。

ご注意ください

1. 補助金額の合計金額が保育料の月額（※）より高い場合は、保育料の月額が補助金額になります。
※実際に支払った認証保育所の保育料が対象です。延長保育料（時間外受託料金）等は含みません。
2. 月途中における入退園等の理由により、保育料が日割り計算等で減額されている場合は、減額後の保育料から、通常の自己負担額（通常の保育料－通常の補助金額）を差し引いた額が補助金額となります（0円以下の場合は交付されません）。
3. 生活保護世帯の方は、保育認定・調整課認可外保育施設担当（03-5432-2313）までご連絡ください。
4. 本ご案内の補助制度は令和6年3月31日まで適用となります。令和6年度以降は補助制度が変更となる場合があります。

申請の時期から決定及び支払いまでの流れ

【申請について】

- 申請書類を、認証保育所入園後直近の申請書類配布時期（次ページの日程表でご確認ください）に、認証保育所経由で配布します。
- 令和5年度中（令和5年4月1日～令和6年4月12日まで）に、1回保育認定・調整課認可外保育施設担当あてに提出してください。

※前年度申請された方も、今年度の申請手続きが必要です。

※直接お持ちいただく場合は次ページ「申請～振込までの日程」の提出期限日の午後5時15分までに区役所第2庁舎2階22番窓口保育認定・調整課認可外保育施設担当まで、書類をご持参くださいますようお願いいたします。（郵送の場合は、各回提出期限日の消印まで有効です。）

※各総合支所子ども家庭支援課や出張所、まちづくりセンターでは受付しておりません

※各回提出期限日以降に受け付けた申請は次回の審査対象となります。ご了承ください。

なお、最終締切（令和6年4月12日）の提出期限日までに書類の提出がなかった場合は、審査対象外となり、補助金をお支払いできません。提出期限日間近の場合は、郵送の場合は郵便局で発送手続きを行い確実に締切日までの消印になるようにする、受付時間中に保育認定・調整課認可外保育施設担当の窓口まで直接お持ちいただく等ご注意ください。

【交付決定について】

- 申請書類を審査のうえ、交付の可否と支払い金額を決定します。
- 補助金の交付の可否、支払額及び口座振込み時期は「支給（交付）決定（変更）兼支払通知書」または「不交付決定通知書」によりお知らせします。

お電話での補助金額の回答はできませんのでご了承ください。

※口座振込み時期を過ぎても通知書が届かない場合はお問い合わせください。

【申請～振込までの日程】

申請回	申請書類 配布時期	提出期限日 (当日消印有効)	交付（不交付）決定 及び支払通知書の 送付時期（予定）	口座振込み 時期（予定）
第1回 (4月～6月分)	5年6月中旬	5年7月14日	5年8月下旬	5年8月下旬
第2回 (7月～9月分)	5年9月中旬	5年10月13日	5年11月下旬	5年11月下旬
第3回 (10月～12月分)	5年12月中旬	6年1月15日	6年2月下旬	6年2月下旬
第4回 (1月～3月分)	6年3月中旬	6年4月12日 ※最終締切※	6年5月下旬	6年5月下旬

※補助金は3か月ごとにお支払いします。ただし、年度内の遡り分がある場合は申請された回にまとめてお支払いします。

申請書類

【申請する方全員が提出する書類】

- ① 施設等利用費請求書（兄弟姉妹でご利用の場合は、それぞれでご提出ください。）
- ② 家族状況届出書

※P.9～10の施設等利用費請求書・家族状況届出書の記載例・注意点をよくご覧いただき、記載内容にお間違いの無いようご注意ください。

【必要な方のみ提出する書類】

- ③住民税額を証明することができる書類(生計を同一にする方全員のもの)のコピー
例：給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書
特別区民税・都民税 普通徴収税額の決定・納税通知書
区市町村民税課税（非課税）証明書

※確定申告書や源泉徴収票では、確認できません。

※4月～8月分は前年度分、9月～翌年3月は現年度分の証明書が必要です。

※世帯状況によっては、不要な場合があります。必要書類チャート図（P.7）でご確認ください。

※①・②の用紙は申請書類配布時期に認証保育所を通してお渡しします。

※記載内容に不備・不足があった場合は、申請書類を一度お返しし、修正等をお願いする場合があります。その際は次回の審査対象になる場合があります。一度お返しした書類の区役所へのご返送がない場合、補助金をお支払いできない場合もありますのでご注意ください。

認証保育所保育料負担軽減補助についてよくある質問

問	答
<p>【Q1】区市町村民税額を証明することができる書類の提出が必要ですか。</p>	<p>【A】※P7掲載のチャート図参照※ 1月1日（令和4年度住民税は令和4年1月1日現在、令和5年度住民税は令和5年1月1日現在）に世田谷区に住民登録があり、住民税を申告されている方は、提出不要です。</p>
<p>【Q2】前年中海外で勤務しており、日本で課税されていませんでした。税書類はどのようなものが必要ですか。</p>	<p>【A】前年中（例：令和5年4～8月の補助金であれば、令和4年度税のため、その前年の令和3年1～12月分）の所得を証明する資料を提出してください（給与明細、所得証明等）。扶養状況や所得控除額が記載されているもの、現地通貨で記載されているものについては、レートに記載があるもの等、できるだけ詳細なものを提出してください（和訳を添付してください）。 ※世田谷区に税情報の登録がないため、提出していただいた資料で、審査を行います。</p>
<p>【Q3】前年中育休等で所得がありませんでした。税書類を提出する必要はありますか。</p>	<p>【A】1月1日（令和4年度住民税は令和4年1月1日現在、令和5年度住民税は令和5年1月1日現在）に世田谷区に住民登録があり、生計同一人に扶養されておらず、勤務先事業主から税務署へ申告がなされている場合は、必要ありません。1月1日（令和4年度住民税は令和4年1月1日現在、令和5年度住民税は令和5年1月1日現在）に世田谷区に住民登録がなく、生計同一人に扶養されていない場合は、区市町村民税額を証明することができる書類が必要です。 また、勤務先によっては、個人で税申告をしていただく必要がありますので、勤務先に確認してください。</p>
<p>【Q4】5月から入園をしていますが、1回目の申請期限までに、申請を忘れていました。もう申請することはできませんか。</p>	<p>【A】最終締切である令和6年4月12日までに申請をしていただければ、各審査回のスケジュール（P6参照）に沿って、審査させていただきます（消印有効）。 <u>最終締切を過ぎた場合は、審査できません。</u></p>
<p>【Q5】どのくらい補助金がもらえますか。</p>	<p>【A】申請をしていただき、審査の結果、支給額が決定いたします。結果については通知でお知らせいたしますので、お電話等での回答はできませんのでご了承ください。 P2～4の補助金額の説明及びP11の税額証明書類の参考例を参照し、世帯の保育料等算定区市町村民税所得割課税額と階層をご確認ください。</p>

●「施設等利用費請求書」の記入例・注意

様式（第2条関係）

消せるボールペンは使用しないでください。

申請印は朱肉使用の印鑑を使用してください。
 ※ゴム印やインク浸透印（朱肉のいない印）等は
 使用しないでください。
 ※押印がない場合は返送いたしますのでご注意ください。

請求日 年 月 日

西暦でも和暦でも構いません

訂正する場合は＝で消し、訂正印を
 押してください。
 ※修正液は使用しないでください。

1. 申請書と認定子どもごとの申請書とを区が住民基本台帳で確認することを確認する
2. 実際に利用していることを区が確認することを確認する
3. 利用料の支払い状況を区が確認することを確認する
4. 課税状況を区が確認することを確認する

西暦でも和暦でも構いません

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	セタガヤ タロウ	生年月日	年 月 日
氏名	世田谷 太郎 	〒154-0017	
	※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です	現住所	世田谷区世田谷4-21-27
		電話	03-5432-1111 03-5432-2313

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号	認定番号	0 0 1 0 7 0 8
--------------	--	------	---------------

0～2歳：3号、3～5歳：2号にチェックを入れてください。認定番号が不明な場合は記入不要です。

児童手当が所得制限にかかっている場合、区で口座情報を取得できない可能性があるため口座記入にご協力をお願いいたします。

3. 児童手当受給者（保護者）の口座に振込（下記欄の記入は必要です）

<input type="checkbox"/>	児童手当受給者（保護者）の口座に振込（下記欄の記入は必要です）		
<input checked="" type="checkbox"/>	公務員等で世田谷区からの児童手当支給がない方などは、下記に振込口座を記入してください。		
金融機関番号	9 9 0 0	金融機関名	ゆうちょ 銀行・信用金庫・農協・信田組合
支店番号	1 9 8	支店名	一九八
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通
口座名義（カタカナ）	セ タ ガ ヤ	ハ ナ コ	

ゆうちょ銀行の場合は、支店名、店番号、口座番号にご注意ください。（次頁参照）

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、必ず下記に署名・押印してください。

私（申請者）は、上記口座名義人に補助金の受取を委任します。
 申請者氏名 世田谷 太郎

兄弟姉妹で申請される場合は、同じ口座を記入してください

4. 下記世帯に該当する場合は、口にレ点をつけてください。

<input type="checkbox"/>	私（申請書）の属する世帯は、生活保護世帯に該当します。
--------------------------	-----------------------------

生活保護を受けている方のみレ点をしてください。

申請者と口座名義人が異なる場合は、委任署名・押印が必要となります。

ゆうちょ銀行の店番号・口座番号・店名の確認方法

◎お持ちのキャッシュカード・通帳で記号が「1」から始まる場合

記号番号 1 1 9 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1

2～3桁目の数字の最後に「8」をつける

最後の「1」をとる

店番号 1 9 8 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

店名 一九八 店

◎記号が「0」から始まる場合

記号番号 0 1 9 3 0 - 1 - 1 2 3 4 5 6

2～3桁目の数字の最後に「9」をつける

使いません

そのまま

店番号 1 9 9 ~~1~~ 口座番号 1 2 3 4 5 6

店名 一九九 店

●「家族状況届出書」の記入例・注意

同一生計の家族全員についてご記入ください。届出者、通所児童、通所児童の兄弟等を含みます。

年 月 日

家族状況届出書

世田谷区長 あて

届出者 住所 世田谷区世田谷 4-21-27

氏名 世田谷 太郎

同一生計を同一にしている家族は、次の通りです。

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年齢	職業
セタガヤ ジロウ 世田谷 二郎	本人 男性 印	令和〇.〇.〇	1	〇〇
セタガヤ タロウ 世田谷 太郎	父	平成〇.〇.〇	30	〇〇会社
セタガヤ ハナコ 世田谷 花子	母	平成〇.〇.〇	28	〇〇会社
セタガヤ イチロウ 世田谷 一郎	兄	令和〇.〇.〇	4	〇〇保育園
セタガヤ タモツ 世田谷 保	祖父	昭和〇.〇.〇	63	〇〇会社
セタガヤ 世田谷	祖母	昭和〇.〇.〇	60	無職

訂正をする場合は＝で消し、訂正印を押すか訂正署名をしてください。
※修正液は使用しないでください。

届出者は「施設等利用費請求書」の請求者と同一人を記入してください。

消せるボールペンは使用しないでください。

同一生計の方で、単身赴任等で同住所にお住まいでない方は、「職業・通学（園）先等」欄に、お住まいの住所をご記入ください。

認可保育園に入園の申込をされている場合は、「保育所等入園（転園）申込書」に記載の家族状況と同じ内容を記入してください。

参考 1

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の例

令和4年度給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 雑所得 その他の所得計	課税所得④ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡	課税標準額 課税所得④
所得控除	特別区民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤
	都民税	所得割額⑥	均等割額⑦
	特別区民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤
	都民税	所得割額⑥	均等割額⑦
	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩
	既納付額⑪	差引納付額⑧-⑩-⑨⑩	変更前税額⑫
	増減額⑧-⑫	変更月	月

税額控除前所得割額④	6	納付額	
税額控除額⑤	7		
所得割額⑥	8		
均等割額⑦	9		
特別徴収税額⑧	10		
控除不足額⑨	11		
既充当額⑩	12		
既納付額⑪	13		
差引納付額⑧-⑩-⑨⑩	14		
変更前税額⑫	15		
増減額⑧-⑫	16		
変更月	月		

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

指定番号 宛番号

交付番号

氏名 様

住所

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定・変更したので、毎月税法第41条及び第321条の4(第321条の5)の規定に基づき通知します。なお、この通知書に記載された事項について変更がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に担当課長に対して審査請求をすることができます。また、この特別徴収税額の決定・変更の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る決定の決定を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に担当課長を相手として(担当課長が被告の代表者となります)提訴することができます。

なお、差引の取消しの請求は、前記の審査請求に対する決定を待たなければ取り消すことができません。また、差引の取消しは、審査請求があった日から3ヶ月を超えても取り消すことができません。なお、差引の取消しは、前記の取消しにより生ずる差引の取消しを待たなければならない場合があります。その他決定を待たないことにより生ずる差引の取消しは、決定を待たないで差引の取消しを待たなければならない場合があります。

お問い合わせ先: 世田谷区役所 課税課 世田谷区庁 03(432)2169 北沢・北町城 03(432)2174 玉川・高島城 03(432)2184

ここからゆくりはがしてください。(ご本人様以外、はがさないでください。)

【補助金額決定のための課税額の確認について】

「税額」「特別区民税」「税額控除前所得割額④」から「調整控除額」(※裏面に計算方法あり)を引いた額が保育料等算定区市町村民税所得割課税額です。

※世帯の中で課税されている方が複数いる場合は、全員の分を合計してください。

参考 2

特別区民税・都民税 普通徴収税額の決定・納税通知書の例

あなたの税額を以下のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2、第321条の7の5及び第321条の7の8の規定により通知します。

所得	給与収入 給与所得 雑所得 その他の所得計	課税所得④ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡	課税標準額 課税所得④
所得控除	特別区民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤
	都民税	所得割額⑥	均等割額⑦
	特別区民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤
	都民税	所得割額⑥	均等割額⑦
	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩
	既納付額⑪	差引納付額⑧-⑩-⑨⑩	変更前税額⑫
	増減額⑧-⑫	変更月	月

令和4年度 特別区民税・都民税 税額決定・納税通知書

令和 年 月 日

氏名

住所

金融機関名

支店名

納付方法

整理番号

お問い合わせの際は必ずお印の整理番号をお知らせください。○の納税通知書は大切にしてください。

【③算出所得割額計】

【④調整控除額】

特別区民税の③から④を引いた額が保育料等算定区市町村民税所得割課税額になります。

※株式等の配当や譲渡所得等があり、特別徴収かつ普通徴収されている場合は、上記参考1及び参考2の資料をご参考ください。